

「Zero Stream」利用規約

「Zero Stream」利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社仙台放送（以下、「弊社」といいます。）の提供する「Zero Stream」サービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用する法人（以下、「利用者」といいます。）に同意いただく事項を定めるものです。なお、弊社所定の発注書（以下、「発注書」といいます。）を提出した時点で、利用者は本規約に同意したものとみなします。

（利用許諾）

第1条 弊社は利用者に、本サービスを非独占的に利用することを許諾します。利用者は、弊社の再利用許諾がない限り、本サービスの利用を第三者に許諾することはできません。

2 本サービスに、動画制作サービス、ライブ配信運用等の制作プラン、フルサポートプランが含まれるときは、利用者は発注書に次のうち必要な事項を記載の上、弊社に申し込むものとします。

- ① 本サービスにより制作される成果物（以下、「成果物」といいます。）の名称、成果物の仕様
- ② 成果物の納入期日、納入場所、納入方法、検収予定日
- ③ 本サービスにより提供される役務の具体的内容、実施期間、実施場所
- ④ その他弊社利用者間で協議の上定める事項

（ユーザー名 及びパスワードの管理）

第2条 利用者は、自己が指定し、弊社が発行した本サービスの利用に要する主管理人用ユーザー名 及び、自己が設定したパスワードを第三者に知られないように管理しなければなりません。また、利用者は、定期的にパスワードの変更を行う等、ユーザー名 及びパスワードの盗用を防止する措置をとらなければなりません。弊社は、利用者又は第三者によるユーザー名及びパスワードの不正利用その他の事故により生じた損害について、一切の責任を負いません。

2 利用者は、自己の管理するユーザー名及びパスワードが第三者に知られ、又は盗用されたことを知ったときは、直ちにその旨を弊社に通知しなければなりません。

（利用料金）

第3条 利用者は弊社に対し、発注書に定める本サービスの利用料金（以下、「利用料金」といいます。）を支払います。

2 利用料金の支払方法、支払期日及びその他利用料金にかかる事項については、発注書に定めるものとします。

3 利用者は、前項の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済の日まで年利3%の割合による遅延損害金を加算して支払わなければなりません。

(禁止事項)

第4条 弊社は利用者に対し、次の各号に定める行為を禁止します。但し、当該行為につき、弊社が事前に書面により同意したときはこの限りではありません。

- ① 法令に違反する行為
 - ② 本サービスのリバースエンジニアリング、改変及び複製等、弊社の著作権及び産業財産権を侵害する行為
 - ③ 本サービスの利用権の譲渡、貸与、担保提供又は再利用の許諾
 - ④ 本サービスの占有の移転
 - ⑤ 弊社及び本サービスに関する機密情報の開示
 - ⑥ 本規約又は発注書に基づく権利義務の第三者への移転
 - ⑦ 弊社又は第三者の所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等の正当な権利を侵害する行為
 - ⑧ 弊社又は第三者に不利益、損害を与える行為
 - ⑨ 公序良俗違反を含む不法行為
 - ⑩ 本サービスの利用申込にあたり虚偽の情報を登録する行為
 - ⑪ 本サービスの運営または利用を妨げる行為
 - ⑫ その他弊社が不適切と判断する行為
- 2 利用者が前項で禁止されている行為を行ったことにより、利用者、利用者の顧客又は第三者に損害が発生した場合、弊社は一切の責任を負いません。

(産業財産権)

第5条 利用者は、発注書において特別の定めのない限り、弊社より利用者へ利用許諾された本サービス及び利用マニュアル等の一切の所有権及び著作権その他産業財産権が弊社に帰属していることを了承します。

- 2 弊社は、利用者が本サービスを利用して配信する動画等のコンテンツの所有権及び著作権その他産業財産権につき、何ら留保しません。但し、発注書又は利用者の指示等に基づき、弊社が当該コンテンツを複製、改変及び公衆送信するときは、その履行に必要な範囲において、利用者は弊社にかかる権利の実施を許諾します。

(機密保持)

第6条 利用者及び弊社は、本サービスの利用にあたり知り得た相手方の販売上、技術上又はその他業務上の秘密（以下、「機密情報」といいます。）を相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に公表又は漏洩してはならず、又本規約の履行以外の目的に利用してはなりません。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に該当しません。

- ① 開示の時点ですでに公知、公用の情報
- ② 開示後、受領者の責任によらずに公知、公用となった情報

- ③ 開示の時点で、受領者がすでに保有していた情報
 - ④ 開示後、受領者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに入手した情報
 - ⑤ 受領者が、開示された情報によらずして独自に作成した情報
 - ⑥ 開示者が公表することを承諾した情報
- 2 利用者及び弊社は、相手方の機密情報を漏洩、滅失、毀損等することがないよう善良な管理者の注意をもって、これを厳重に管理しなければなりません。また、本サービスの利用が終了したとき、相手方の指示に従い機密情報及びその複製物を返却又は廃棄しなければなりません。
 - 3 本サービスの利用の終了後においても、利用者又は弊社いずれかが相手方より開示された機密情報を有しているときは、本規約に定める機密保持義務は当該機密情報に対して、期限の定めなく有効に存続します。

（個人情報の保護）

- 第7条 利用者及び弊社は、本サービスの提供及び利用にあたり知り得た個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）に規定する個人情報（以下、「個人情報」といいます。）を、同法に基づき、利用期間はもとより本サービスの利用の終了後においても、第三者に漏洩してはなりません。また、個人情報が漏洩、滅失、毀損等することのないように、善良なる管理者の注意をもって、これを厳重に保管しなければなりません。
- 2 弊社は、利用者の顧客の個人情報を個人情報保護法及びこれに基づく弊社のプライバシーポリシー（https://www.ox-tv.co.jp/company/security_3.html）に基づき取り扱うものとします。
 - 3 本サービスの利用に関し、弊社が取得したEEA（European Economic Area）域内に所在する個人（国籍や居住地を問わない）のデータについては、GDPR（General Data Protection Regulation）の規定に基づき、適切に処理・管理するものとします。
 - 4 利用者が第1項の規定に違反し利用者の顧客に損害を与えた場合、利用者は自己の責任で当該顧客に与えた損害を賠償するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。

（本サービスの中断、停止及び廃止）

- 第8条 利用者は、次の各号に定めるいずれかの事由が生じたとき、本サービスの全部又は一部が中断又は停止されることがあることを予め承知します。
- ① 緊急又は重大な事由によりやむをえず本サービスの保守・点検を行う場合
 - ② データセンター事業者、通信回線事業者その他の電気通信事業者等、本サービスと接続している外部機関が定期的又は緊急に本サービスの保守・点検を行う場合又は障害が発生した場合

- ③ 火災・停電、天災地変、戦争、内乱、暴動、騒擾その他の不可抗力により本サービスの提供が不能となった場合
 - ④ 保守業務の範囲を超える本サービス提供のためのハードウェア・ソフトウェアの不良及び第三者からの不正アクセス・攻撃、コンピューターウイルスの感染等により本サービスの提供が不能となった場合
 - ⑤ 法律、法令等に基づく措置により本サービスの提供が不能となった場合
- 2 弊社は、弊社の判断により本サービスを中断又は停止する場合、利用者にその旨を通知するものとします。
- 3 弊社は、弊社の判断により本サービスの一部又は全部を廃止することができます。但し、本サービスを廃止するときは、廃止する日の3か月前までにその旨を通知します。
- 4 本条による、本サービスの中断、停止及び廃止に起因して利用者、利用者の顧客又は第三者が被った損害について、弊社は一切の責任を負いません。

(免責)

第9条 弊社は、利用者及び利用者の顧客に対し、次の各号に定める事項につき保証せず、また、これらの事項に関して、利用者、利用者の顧客又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

- ① 本サービスにより配信されるコンテンツの内容に関する正確性及び真実性
 - ② 本サービスに表示される商品・サービスの履行又は品質
 - ③ 利用者と利用者の顧客又は第三者との間の一切の紛争・クレーム等の解決
- 2 本サービスは、インターネット回線又は通信事業者のネットワーク網において通信が著しく混雑したとき、通信の全部又は一部の接続ができないことや接続中の通信が切断されることがあり、弊社は、当該事由に起因して利用者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。また、通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

(解除)

第10条 弊社又は利用者は、次の各号に定めるいずれかの事由が生じたときは、何らの催告を要さず直ちに本規約又は発注書の全部又は一部を解除することができるものとします。また、当該相手方は当然に期限の利益を喪失し、直ちに本規約又は発注書に基づく対価等の残債務の全額を支払わなければならないものとします。

- ① 本規約又は発注書に違反し、他の当事者からその是正を求める通知を受けた後30日以内にかかる違反を解消しなかったとき
- ② 競売、差押、仮差押、又は仮処分命令の申立てがなされたとき
- ③ 破産、会社更生、民事再生、特別清算の申立てがなされたとき
- ④ 自己が振り出し、引き受け、若しくは裏書した約束手形、為替手形、小切手が不渡りとな

- ったとき、又は銀行取引停止処分がなされたとき
- ⑤ 合併によらない解散の決議をしたとき
 - ⑥ 前5号の他、財産状態・会社経営の状態が悪化又はそのおそれがあると客観的・明白に認められる事情が発生したとき
 - ⑦ 前6号の他、弊社利用者間の契約継続が著しく困難であると認められるとき
- 2 弊社及び利用者は、前項の規定により本規約を解除したとき、相手方に生じた一切の損害につき賠償する責任を負わないものとします。
- 3 第1項に基づく本規約又は発注書の解除は、解除事由の有責当事者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第11条 弊社及び利用者は、現在又は過去5年以内において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 弊社及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 弊社及び利用者が、第1項の規定に基づく表明・確約に違反し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に本規約又は発注書を解除することができるものとします。この場合、弊社又は利用者は、相手方に生じた一切の損害につき賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

とします。

(損害賠償)

第12条 利用者は、本規約又は発注書に違背したことにより弊社に生じた損害及び第10条又は第11条の解除事由に該当したことに起因して弊社に生じた損害を賠償しなければなりません。

- 2 弊社が、弊社の責めに帰すべき事由に基づき利用者に損害を与えたときは、直接かつ現実生じた通常の損害につき賠償する責任を負います。ただし、弊社が利用者に対して負う損害賠償の額は、本規約又は発注書に基づいて弊社が利用者より現に得た、当該損害の発生前1か月分の利用料金の額を超えないものとします。

(有効期間)

第13条 本規約の有効期間は、発注書に定める契約期間に準ずるものとします。但し、最低契約期間は特段の定めのない限り、本サービスの利用開始日から6か月間とし、利用者からの解約の申し入れ又は弊社からの期間満了の1か月前までの書面による解約の申し入れがないときは、本規約及び発注書は同一条件によって自動的に更新されるものとし、以後も同様に存続します。

(広告宣伝)

第14条 弊社は、利用者が本サービスを利用している事実又は利用者の名称やロゴを導入実績として、弊社の広告宣伝（プレスリリース、販促資料、広告等）の範囲内でウェブサイト又はその他の媒体に掲載を行うことができるものとします。

- 2 前項については、特段の定めのない限り、期限の定めなく有効に存続します。

(規約変更)

第15条 弊社は利用者への事前の通知なく本規約の内容を変更できるものとし、弊社が本規約を変更するときは、その旨及び変更後の内容ならびにその効力発生時期を弊社所定のウェブサイト (https://www.ox-tv.co.jp/zero-stream/usage_regulation.pdf) に表示します。

(合意管轄)

第16条 利用者及び弊社は、本規約及び発注書に関する紛争を訴訟により解決するときは、仙台地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

改定履歴

2023 年 3 月 22 日

初版